

『駒井日記』と駒井重勝

——祐徳文庫本「駒井中書日次記」巻二の紹介——

藤 田 恒 春

はじめに

豊臣秀次・秀吉に仕えた武將で右筆の一人と言われる駒井中務少輔重勝が書き遺した「駒井日記」（文禄二年閏九月～同四年四月）は、豊臣政權研究上重要史料の一つに数えることができる。

これは「日記」のなかに豊臣政權の諸政策に関わる史料が書き留められているためで、事実「駒井日記」に典拠を求める研究もあり、また最近では市町村史類にも引用されている。

ただ、この「駒井日記」は、従来『改訂史籍集覧』本に拠ることが多く、誤植や写本自身の誤写と認められるものが散見され「日記」の史料価値を少なからず損っている様に思われる。『改訂史籍集覧』本の危険性は夙に指摘されているにも関わらず、「日

記」の基礎的な諸写本との校合すら行われていない。また、「日記」の筆者である駒井重勝については右筆とのみ指摘されているにとどまり、彼の生没年月日や行状等について不明の状態である。

「日記」のなかの史料を引用するには、彼の政權内部での位置なり役割等を把握して置かねばならないのではないか。更に言えば「日記」中に書き留められた豊臣政權の諸政策に関わる書状等を分析することに依り彼の豊臣政權内での位置等を推定できるのではないだろうか。

本稿は、「駒井日記」の諸写本の伝来事情とその構成等について基礎的な考証をし、次に肥前鹿島藩鍋島氏の文庫のなかに伝来した「駒井中書日次記」を紹介し、更に『改訂史籍集覧』本にはない文禄三年正月朔日より一九日（巻二）までの全文を掲載する。

なお、『改訂史籍集覧』本については、特に明確な誤りについて最後に正誤表を掲げ、利用の便に供することとした。

一 「駒井日記」の諸写本

「駒井日記」は、一六世紀末の武士の日記であるが、伝来事情は悪く、原本或いは良質の写本は今日のところ知られていない。

唯一刊本として用いられている『改訂史籍集覧』本（第二五冊所収）は、明治三五（一九〇二）年五月東京帝国大学本を謄写したものである。これは後述するが、史料編纂所の前身である修史局が集めた写本を東京帝国大学本として『改訂史籍集覧』本の校訂者近藤圭造が注記したものと思われる。

内容や構成は内閣文庫所蔵「駒井日記」乾・坤二冊と全く同一のものである。『改訂史籍集覧』本は、内閣文庫所蔵「駒井日記」と同系統の写本に拠ったものと考えられる。

「駒井日記」の書名は、後に付けられたものと思われる。写本のなかで一番古い内閣文庫本「文禄日記」、「日記」と尊経閣文庫本「文禄日記」は、何れも原本から写したものであり、日記のものと書名を写したのと考えられる。東洋文庫本は近世中期の写と思われ、書名と構成は内閣文庫本「駒井日記」と同じである。このことから駒井重勝が書き遺した日記は、近世中期に「駒井日

記」として成立していたものと思われる。

「駒井日記」の写本は断片的なものを含め一一種類知られている。内閣文庫本「駒井日記」と同系統のものは、尊経閣文庫と東洋文庫（旧岩崎文庫）に所蔵されている。所蔵機関別に「駒井日記」の構成を示したものが表一である。以下に各写本の構成や特徴等を述べる。

(A)内閣文庫 「駒井日記」は乾・坤二冊あり、前に述べたように『改訂史籍集覧』本と同一内容である。乾の方の表紙に「徳川家達献本」と言う貼紙があり、内表紙には乾・坤とも「秘閣圖書之章」と言う朱印が押されている。この印章は、現在の内閣文庫が太政官所管当時、紅葉山文庫本に押されたものである^①。このことからこの「駒井日記」は、幕末期に写され紅葉山文庫へ納められたものと考えられる。

「文禄日記」（二年九月ヨリ十月迄）と「日記」（文禄三年正月廿二日ヨリ三月三日迄）の二本は、「駒井日記」の一番古い写本である。前者の奥書は「此一巻豊臣家文禄二年月日記而御書所駒井中務少輔重勝以自筆之書写之早」とあり、重勝の孫常春院が延宝八（一六八〇）年三月に写したものである。後者の奥書は「右者関白秀次公御書所駒井中務少輔重勝日記之内也、依御所望加奥書早」^②とあり、重勝の曾孫玄以法橋が同元（一六七三）年八月に写した

表1 「駒井日記」の諸写本

年次 月 巻数 摘 要		文禄2 (1593) 年				同3 (1594) 年				同4年	備 考		
		閏9	10	11	12	1	2	3	4	4			
		2			4		6	7	8	17			
改訂史籍集覧「駒井日記」		6 →	13 →	23 →	29 →	20 →			30 →	1 →	26 →		
(A) 内閣文庫	「駒井日記」	6 →	13 →	23 →	29 →	20 →			30 →	1 →	26 →	2冊, 紅葉山文庫本, 「秘閣圖書之章」印アリ	
	「文禄日記」	6 →	11 →									1冊, 「浅草文庫」印アリ	
	「日記」					21 →	3 →					1冊, 「浅草文庫」印アリ	
	「文禄日記」								28 →			1冊, 「修史館圖書印」アリ	
(B) 文蔵閣	「駒井日記」	6 →	13 →	23 →	29 →	20 →			30 →	1 →	26 →	2冊,	
	「文禄日記」								28 →			5張, 包紙ウハ書ハ松雲公自筆	
(C) 文加越庫能	「駒井重勝日記」					1 →	19 →						
	「駒井重勝日記抜書」						37 →	37 14 →					
(D) 東洋文庫「駒井日記」		6 →	13 →	23 →	29 →	20 →			30 →	1 →	26 →	2冊, 「天母堂圖書印」アリ	
(E) 祐徳文庫「駒井中書日記」				23 →	29 →	1 →	19 →		3 →	28 →	1 →	26 →	5冊, 「中川「直郷文庫」之印」アリ
(F) 竜谷大学「駒井日記」		14 17 →	12~3 →										

(注) 巻数は、内閣文庫本「駒井日記」の記載に拠る。

ものであることがわかる。

「日記」は抜書であり、また「文禄日記」も完全な写ではなく「駒井日記」とも相違が見られる等若干の錯簡をも含んでいる。

二本とも「浅草文庫」印があり、明治一四（一八八一）年までに蒐集されたものであると思われる。^③内閣文庫本の今一本は「文禄日記」とされ、「延宝七年日記」と一緒に綴られている。中表紙は「文禄日記」で、内表紙は「日々記」とある。奥書は「明治十五年三月四日華族前田利嗣藏書ヲ贈写ス」とあり、後述する尊経閣文庫本「文禄日記」の贈写本であることが分る。内容は文禄三年四月二八日の記事のみである。内表紙に「修史館印」の印章があり、修史館で贈写されたものであることを裏付けている。^④「延宝七年日記」は公家の日記を贈写したものであるが、何故「文禄日記」と一緒に綴られたかは不明である。

(B) 尊経閣文庫

(C) 加越能文庫

両文庫本は、本来前田家「編輯方」で贈写されたものである。

写本の性格上両文庫本四本の解説をここで行う。前田家「編輯方」とは、加賀藩史編輯のため前田家が明治一六（一八八三）年三月二八日に設けたものである。^⑤加賀藩史編輯のため「駒井日記」を集めた理由は知れないが、後述する様に駒井重勝が前田家に仕

えたことに依るものと考えられる。

「駒井日記」この写本は内閣文庫本「駒井日記」と同じく乾・坤二冊あり、奥書は「右駒井日記二冊、修史局ヨリ借り入贈写校合シ畢ル、明治廿一年九月廿七日」とあり、修史局本を以て贈写したことが分る。乾の中表紙に朱筆で「○印ヨリ○印マテ書籍館文禄日次記ヲ以テ校合ス」と書かれており、修史局本「駒井日記」の誤写と思われるところを書籍館本で校合している。尊経閣文庫本「駒井日記」と加越能文庫の二本は「編輯方」用箋に贈写されている。

「文禄日記」これは原本として説明されているが、^⑥記事が僅か文禄三年四月二八日のみであること、しかもそれは献上品等の書上げであることを考えると、縦令駒井重勝の自筆であるにせよ、これは後になって日記を抜書したものではないかと考えられる。

駒井重勝は関ヶ原の戦で失領した後、金沢の前田利長に仕えている。恐らく武家相互間の贈答品のことを尋ねられたのに対し、先例として自己の日記を書き抜いたものではないかと考えられる。

表紙は「文禄日々記」とあり、異筆で「四月」と書き加えられている。この包紙には「□第一番 文禄日記五張○」と松雲公^{（朱）}

（前田綱紀）の自筆がある。

次に加越能文庫本であるが、これは尊経閣文庫から加越能文庫

を金沢へ移す際に「駒井重勝日次記」と「駒井重勝日次記抜書」の二本が加越能文庫に混入したため、四本の写本が二本宛に分れたことである。^⑦

「駒井重勝日次記」は、内閣文庫本・尊経閣文庫本・東洋文庫本「駒井日記」には阙けている文禄三年正月朔日から一九日までの日記の謄写本である。しかし、奥書を阙くため謄写に用いた写本等の事情は不明である。

「駒井重勝日次記抜書」は、正式には「駒井重勝日次記

文禄三年正月廿五日ヨリ二月七日マテ
同年三月三日ヨリ廿八日マテ
文禄四年卯月朔日ヨリ二十六日マテ

三冊ノ内抜書」で、三冊の日次記の

鈔出である。「編輯方」が集めた他の二本には阙けている部分を謄写したものである。奥書には朱筆で「右駒井重勝日次記者文部省書籍館本を以、尊経閣本駒井日記の阙ける所を補ひたるなり、明治廿七年十月廿九日」と書かれている。

記事は、文禄三年二月三・七日、三月三・七・一四日と月日を特定できない八項目の謄写である。この写本には、どの写本にもない文禄三年二月七日の記事を載せている。そのほかは祐徳文庫本にのみ見える記事が多く、「文部省書籍館」本が祐徳文庫本に近い写本であったことを窺わせる。

この「文部省書籍館」とは、明治五（一八七二）年文部省が設置したもので、同七（一八七四）年に浅草文庫と改称し、更に同

一九（一八八六）年内閣文庫へと引継がれたものである。従って前田家「編輯方」が謄写する時点では既に実在しておらず、「文部省書籍館」設置段階で蒐集されたものと思われる「駒井日記」の写本を「編輯方」が謄写に用いたのではなからうか。

ところで、前田家「編輯方」が「駒井日記」の謄写に用いた「修史局」本と校合に用いた「書籍館」本について補足しておきたい。簡単に言うと修史局は現在の東大史料編纂所の前身であり、後者は前に述べた様に内閣文庫の前身である。修史局は明治八（一八七五）年、太政官正院歴史課が改められたもので、同一〇（一八七七）年修史館となり、同二一（一八八八）年東京帝国大学へ移管し、臨時編年史編纂掛となった。^⑧ この修史局が集めた写本を前田家「編輯方」は謄写に用いたのである。では修史局が集めた写本とはどのようなものであったか。前述の内閣文庫本「駒井日記」は、もとの紅葉山文庫本で当時浅草文庫に置かれていた。この「駒井日記」と尊経閣文庫本「駒井日記」は全く同じ写本であると言うことからすれば、修史局は浅草文庫に置かれていた「駒井日記」を謄写したものと言える。この修史局で謄写されたものが、のちに東京帝国大学本として『改訂史籍集覧』に採用されたものであろう。ただ、当時修史局と内閣文庫の前身である書籍館及び浅草文庫は近い関係にあったことから、両者を混同し

修史局本と言った可能性がないわけでもない。例えば、前にみた内閣文庫の第四本目である「文禄日記」は、修史館用箋に書かれたもので修史館が集めたものが内閣文庫に混入している。これはとも角、前田家「編輯方」は、修史局本の誤りなどを書籍館本で校合したのであるが、この書籍館本は現在伝わっていない。

尊経閣文庫本「駒井日記」の朱筆校合文言は、祐徳文庫本「駒井中書日次記」と同一である。加越能文庫本「駒井重勝日次記」は、祐徳文庫本巻二と同じものである。前田家「編輯方」が謄写した「駒井重勝日次記」と祐徳文庫本巻二は文言に異同が見られる。これは「編輯方」が謄写に用いた写本が祐徳文庫本ではなかったからである。

(D) 東洋文庫 この「駒井日記」^⑩は、帙下題に「白石先生遺書」とあり、内容構成とも内閣文庫本「駒井日記」と全く同じものである。なお、第一丁目に「天爵堂圖書印」が押されており、新井白石の蔵書であったことを裏付けている。新井白石自身が写したのか、写本を蒐集したものか不明である。享保一〇（一七二五）年に死去した白石蔵書の写本と半世紀経後の祐徳文庫本とは、内容・構成とも違っていることからともに異った写本をもとに写したものであろう。

ただ、「改訂史籍集覧」本で使われる「駒井日記」の一番古い内

容と構成を持った写本であると言える。

(E) 祐徳文庫本 後に触れる。

(F) 龍谷大学本 龍谷大学本「駒井日記」は自筆本と言われている。^⑪卷子装のこの写本には表題も題簽もない。内容は、文禄二年閏九月一四〜一七日、一〇月一二・三日の六日分である。奥書には「右者秀次関白御方之御書所駒井中務少輔重勝自筆也、文禄二年癸巳閏九月十月之日記也」とある。右の六日間の記事は本願寺留主職に関する記事が中心である。このことからある時期に原本から本願寺に関する記事のみ切り取り、改めて卷子装に仕直したものと思われる。しかし、原本と言われる龍谷大学本は筆勢から判断すれば原本とは考えにくいところもあるが、これは留保しておきたい。

このほかに知られている写本はない。東大史料編纂所と京大文学部陳列館古文書室にはそれぞれ謄写本を架蔵しているが、何れも内閣文庫本と龍谷大学本を写したものであるため本稿では対象としない。

扱、最後になったが祐徳文庫本に就いて触れたい。現在、祐徳文庫は祐徳博物館（佐賀県鹿島市古枝）に架蔵されており、「祐徳文庫」、「藍田文庫」、「中川文庫」の三文庫で構成されている。「駒井中書日次記」は、右の「中川文庫」に属している。^⑫この「中川

文庫」は、鹿島藩鍋島氏の屋敷が中川と言うところに置かれていたことに由来し、鍋島氏が蒐集した蔵書には「中川文庫」の朱印が押されている。「駒井中書日次記」の各巻の中表紙に「中川文庫」の朱印が押されている。そして各巻第一丁目に「直郷之印」の朱印が押されており、このことから鹿島藩第六代鍋島直郷の蔵書であったことを知ることができる。

直郷は享保三（一七一八）年直堅の長男として鹿島に生まれた。同三（一七二八）年一月一日遺領を継ぎ、一二月一日從五位下備前守に叙任した。宝暦一三（一七六三）年一月一日致仕し、明和七（一七七〇）年一〇月五日卒去した。^⑬直郷についてはよく分らないが、和歌・兵法・神祇等に精通していたと言われている。^⑭このことから「駒井中書日次記」は直郷自身が蒐集したものの一つかも知れない。蒐集した時期等については奥書を欠くため不明である。

祐徳文庫本「駒井中書日次記」の構成は表Ⅱの通りである。全六巻のうち第三巻を闕き、五巻のみ伝来している。^⑮日記名は、蔵書印がある内表紙に「日次記」とあり、中表紙と外表紙は「駒井中書日次記」となっている。後者の書名は、直郷が蒐集した以降に付けられた日記名と思われる。何れの巻にも奥書はなく筆写年代や人物については分らない。字体から見て二～三人により筆写

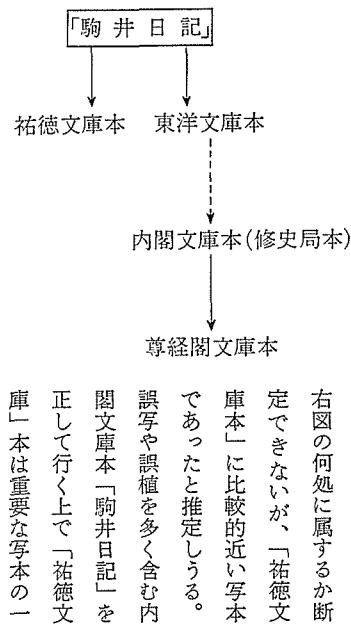
表Ⅱ 「駒井重勝日次記」の構成

巻数	記載年月日	丁数
1	文禄2. 11. 23~12. 29	28丁
2	" 3. 正. 朔~正. 19	36
3	欠 本	
4	文禄3. 3. 3~3. 28	57
5	" 4. 朔~4. 26	39
6	" 4. 4. 朔~4. 26	47

祐徳文庫本巻二として伝来している。

祐徳文庫本は、他の写本に見られない記事を伝えていると同時に他の写本にはあるがこれでは闕いている場合もある。また、内閣文庫本「駒井日記」文禄二年閏九月一四日条所収の駒井重勝・益庵運署状の一部が祐徳文庫本では文禄三年三月四日条に記載されている。記事の転倒はこのほかにも見られる。内閣文庫本「駒井日記」文禄三年二月二二日条所収の駒井重勝書状が祐徳文庫本では同年三月四日条に記載されている。或いは文禄三年三月八日条に前の記事とは関連なく「一其表之儀、葛西大崎平均ニ相澄申候へ、会津少将・伊達備後知行境目等之儀堅被 仰付、御陣可被成旨 御詮ニ候、然者江戸大納言殿其外関東衆へも被成御書

されたものと思われる。記載年月日は、内閣文庫本・尊經閣文庫本・東洋文庫本の三本とほぼ一致するが、これら三本の第一巻にあたる文禄二年閏九月六日から一〇月一三日迄を闕いている。その替り右の三本にはない文禄三年正月朔日から一九日までの記事が



事」と言った、天正一八（一五八〇）年一〇月の葛西大崎氏の一揆平定に関わる記事が見える。また、「一（来）月三月^{（一）} 上様御唐入之儀被仰出候、御兵糧三十万石之分先九劬四国之御蔵米ニテ被仰付候事」と言った、天正二〇（一五九二）年の「太閤唐入」に関する記事が混入している。他の写本には見られない記事や全く異なった記事が混入した理由は不明である。祐徳文庫本が筆写される時に用いられた写本の性格に依ったものと言えよう。

以上、(A)～(F)六種一一点の写本について述べて来た。これを写本の性格により分けると次の図のようになる。東洋文庫本・祐徳文庫本が筆写された一八世紀前半には既に「駒井日記」の原型は失われていたと考えられる。前に述べた前田家「編輯方」が用いた「文部省書籍館」本は、

つであると言いうことができる。

- ① 国立公文書館編『改訂内閣文庫蔵書印譜』三頁、一九八一年。
- ② 駒井重勝は後に前田利長え仕えている。太田牛一が大名の要望に答えて『信長公記』を筆写したように、駒井重勝の孫にあたる人物も恐らく主君の「所望」に応じて筆写したものと考えられる。
- ③ 「浅草文庫」印は、明治七年から一四年頃まで浅草文庫において全蔵書に押された。①前掲書、八頁。
- ④ 修史館のものが内閣文庫に存在する理由は明確ではない。
- ⑤ 前田家「編輯方」や「文部省書籍館」については、前田育徳会尊経閣文庫常務理事太田晶二郎先生から御教示を得た。
- ⑥ 『国史大辞典』六卷二一三頁、一九八六年。
- ⑦ 太田晶二郎先生の御教示に拠る。
- ⑧ 石黒文吉『尊経閣文庫加越能文献書目』一九三九年、この書目には掲載されていない。
- ⑨ 坂本太郎『日本の修史と史学』、二三四～七頁。
- ⑩ 岩崎久弥蒐集による。『岩崎文庫和漢書目録』一九三四年、現在国立国会図書館支部東洋文庫に架蔵されている。「駒井日記」其一の巻二にあたる文禄二年閏九月二三日から二月一日迄は、誤って卷六の文禄三年二月四日のあとに綴られている。
- ⑪ 『国書総目録』三巻、五五五頁。
- ⑫ 県社祐徳稲荷神社社務所編『祐徳文庫図書分類目録』一九三〇年、昭和三（一九二八）年祐徳文庫開設にあたり旧鹿島藩の文庫である「中川文庫」一万五千冊余が寄託された。
- ⑬ 『新訂寛政重修諸家譜』一三巻、三〇〇頁。
- ⑭ 『鹿島市史』中巻三二頁、一九七四年。
- ⑮ 『祐徳文庫図書分類目録』は、「駒井日記」文禄四年、五冊とし

ているが誤りである。これは『国書総目録』三巻も踏襲している。

二 駒井重勝

駒井重勝は、豊臣秀次と秀吉に仕え、右筆や代官を勤めたと言われる。^① 豊臣秀次に属した吉田好寛・益田少将・益庵宗甫等とともに秀次の側近として仕えた。秀次失脚後、秀吉に仕え越前国内での検地を担当したことが分っているほかはよく知られていない。

文禄四（一五九五）年七月、秀次失脚後その連坐を免れ秀吉に仕えた。関ヶ原の戦では西軍に属したことが彼を知る手がかりを困難にしている大きな要因である。と同時に、「駒井日記」伝来事情の悪さも右の理由に拠るものと言えよう。

駒井氏は、「駒井家系」^②に拠ると駒井氏の祖石見守高郷が応永年中近江守護六角満経より軍功として江州栗太郡駒井庄を拝領し、駒井城を居城としたことに始まる、と伝えている。第七代重勝は、六角義秀に仕えたのち関白秀次に仕えた。これは天正一三（一五八五）年秀次の近江八幡城への入部後のことと考えられる。関ヶ原の戦で失領し、後に前田利長に仕え寛永一二（一六三五）年七月四日七八歳で亡くなった。

六角氏との関係や秀次近江八幡在城中における関係は明らかではない。天正一九（一五九二）年一月二八日、従五位下中務少

輔に叙任された。^③ この叙任は、同年一二月の秀次関白職宣下を前提としたものであり、駒井重勝の名が史料上に現われるのは翌二〇年以降である。

天正二〇（一五九二）年正月八日、鹿苑院の有節瑞保は秀次へ伺候し駒井と会っている。^④ この時期、駒井は関白秀次の側近にいたのではない。五月九日、朝鮮在陣中の加藤清正へ宛て豊臣秀吉からの軍功褒賞を伝え、^⑤ 六月一日には徳永寿昌と連署で尾張万徳寺へ寺領を宛行っている。^⑥ 一月二六日には近江坂田郡の徳勝寺と知善院へ宛て「御寺領之儀、御理之趣得御詮候処、太閤様任御朱印旨、全可有御寺務段被仰出」と、秀次の意を伝達している。これは、知行宛行権に関し関白秀次の権力が優位性を有していたことによるものと言える。同年一月一日、木下吉隆から朝鮮渡海用の船を造るための鉄の確保につき、また二月二五日には木下吉隆・寺沢広高・長束正家から諸国の加子と船数の調査を依頼されている。^⑧ これも関白職に基づく全国統治権能に依るものであり、朝鮮出兵と言う全国的軍事動員態勢が太閤秀吉の権力と関白秀次の権力により貫徹したことを窺わせる。^⑨

文禄二年から四年の動向は、「駒井日記」に依り知ることができる。このほか右の期間駒井重勝は、山科言経への扶持米支給を次のように担当している。^⑩

一、駒井中務へ御扶持方切手方切番取遣了、新九郎行了、如此

黒印

八木七斗五升、於大津京栞を以、公家山科殿上下五人、
当月分御扶持方可相渡候也

文禄二年四月一三日

中務判

卜意

公家への扶持米宛行が秀次の管掌すべき問題であつたかは不明であるが、山科言経への毎月七斗五升宛の支給は、秀次自殺一ヶ月前の文禄四（一五九五）年六月一五日まで続いている。

駒井重勝は、秀次の側近として右筆職にあつたばかりでなく、豊臣政権の五奉行達と同じく蔵入地代官をも兼任していた。年次未詳一〇月一日、前田玄以・増田長盛・長束正家の三名は連署で「詰夫」を二千石に一人として駒井は六人を差出す様に通達している。^⑩このことから駒井重勝は一万二千石乃至はそれ以上の蔵入地の代官支配を担当していたことが分る。

文禄四年七月、関白秀次はその職を追われ、高野山へ逃れたのち、同月一五日自殺した。この秀次失脚に伴い秀次側近の家臣の多くは連坐し失脚した。五大老の一人として豊臣政権内部で重きをなした前田利家は、秀次の旧臣を抱えたと言われ、また前田利

長は「筑前所へ召出」と、嫡子利常のもとへ置こうとした。^⑪右のことは慶長五年以前のことか以後のことか不明であるため、文禄四年七月以降の彼の動向は分らない。慶長三（一五九八）年七月、越前国検地奉行の一人として名を連ねている。同五年七月の伏見城攻撃には西軍として参陣している。^⑫関ヶ原の戦で失領した後、間もなく前田利長に仕えたと思われ、同八（一六〇三）年九月一日四日中村家正等とともに前田家の蔵払算用状に署名している。^⑬同一七（一六一二）年頃、駒井重勝は前田家家臣として二千石を知行している。^⑭豊臣政権を支えた吏僚層には近江出身者が多く、しかも彼等は武篇に長けた者よりも算勘に長けた者が多い。駒井も同様に検地や年貢算用に長じた人物であつたらしく、寛永四（一六二七）年の侍帳に「一貳千石 御算用場半役 駒井中務」とある。^⑮

ところで、最初に述べた様に「駒井日記」には豊臣政権の諸政策を知る上で重要な法令や書状が書き留められている。駒井重勝へ宛てられた書状等は兎も角として、駒井重勝自身が発給した書状等が数多く書き留められている。駒井単独のものと連署のものを含め、今これを纏めたものが表Ⅲ（一五三頁）である。単独のもの四二通のうち書留文言や内容から奉書に類するものが二〇通ある。これに対し連署の場合は、単なる書状型式である。より精

緻な分析を必要とするが、右の事実は駒井重勝の関白秀次のもとにおける位置なり役職を反映したものと看做すことができよう。

秀次の右筆の一人で自から蔵入地代官であり、また関白秀次のもとで政治意志決定に関わる位置にいた一人であったと言える。以上のことから駒井重勝は、秀次の側近にあって奉書発給に関わることが可能で、また秀吉が発給した朱印状等をも書き留めることができる地位にあった人物であったと考えられる。

① 高柳光壽『戦国人名辞典』(一〇五頁、一九七三年)では「秀次の右筆」とし、『国史大辞典』(六卷二二三頁、一九八六年)では「秀次側近」の一人としている。

② 加越能文庫(金沢市立図書館所蔵)。

③ 『戦国人名辞典』一〇五頁。

④ 『鹿苑目録』三卷、四七頁。

⑤ 「下川文書」(『熊本県史料』中世篇5 三三五頁、一九六八年、なお本書では駒井定勝となっているが誤読であろう。本文の「去月十七日高麗之地御著岸之由、同十九日之尊書今日京着」とは、天正二〇年卯月十九日付鍋島直茂・加藤清正連署状に対応することから、「下川文書」の五月九日付書状は駒井重勝書状と考えてよい。「韓陣文書」一、(内閣文庫所蔵『楓野文書集』)。

⑥ 万徳寺文書(『新修稲沢市史』資料編七、古代・中世、一一五頁)。

⑦ 「徳勝寺文書」、「知善院文書」(『改訂近江国坂田郡志』六卷、二〇五・二八〇頁)。

⑧ 「駒井文書」(『尊経閣文庫所蔵』)。

⑨ 北島万次「豊臣政権論」(深谷克己・加藤栄一編『講座日本近世史

1 『幕藩制国家の成立、一九八一年』)。

⑩ 大日本古記録『言経卿記』五卷、二七〇頁。

⑪ ⑧ 同前。

⑫ 『富山県史』通史編Ⅲ、近世上、八六頁、一九八二年。

⑬ 同右。

⑭ 『御大礼記念京都府伏見町誌』一〇九頁、一九二九年。

⑮ 「有賀家文書」(『富山県史』史料編Ⅲ、近世上、九〇頁、一九七五年)。

⑯ 『加賀藩初期の侍帳』四一頁、一九四二年。

⑰ 同右。

三 祐徳文庫本巻二について

ここでは、後に掲げる祐徳文庫本「駒井中書日次記」巻二(文禄三年正月朔日〜一九日)について簡単な説明をして置きたい。

刊本では知られていない部分であるためか『史料綜覧』卷十三もこの間の記事を探録していない。僅か一九日間とは言え、前年二月新たに加増された秀次の尾張国八郡の所領支配に関わる記事(正月四・五・七・八・九・一三・一四・一六日)が、特に堤普請に関する記事が頻出する。

正月元日は、秀次の年頭の予定を前田玄以・孝藏主・木下吉隆へ報じたものである。二日条の「あゝ」の割賦については良く分らない。ただ書上げられている五六名の人物は秀次の家臣であろう。三日条は元日の大坂への書状の返信があり、秀次の大坂下向

日程の調整が窺われる。四日条は、秀次の尾張国内の所領支配に
関わる記事と秀吉病気の記事が見られる。

五日条では秀吉の家臣河口宗勝知行地における給人指出と百姓
指出高相違の問題が生じている。七日条は、尾州国内堤普請に関
し、惣奉行四名のもとに郡別に一四名の奉行を置いたことが分る。
八日条は堤普請における奉行の誓紙前書と「尾劬家付之御奉行」
が書きあげられている。「家付之御奉行」の意味はよく分らない。
四名の惣奉行から駒井へ宛てられた書状のなかに堤普請に際し絵
図が作成され、それに家数を書き込むよう命じたことが分る。

九日条では秀次三奉行から蔵米輸送に関する新庄直頼への書状
と新庄から三奉行宛の返書が書き留められている。また、河口久
助知行地の問題や聚楽蔵への詰米に関すること、田中吉政の所領
内の「三劬矢作堤」普請についての秀次朱印状写が写されている。
一〇日条は朝鮮出兵に伴う兵糧米の廻漕であろう。一日条には
五百石積舟五〇艘ができあがったことが見え、これは朝鮮への渡
海の急務にこたえ建造されたものであることが分る。^① 島津氏もま
たこの要請に応えていることが知られている。^②

一二日条は年頭参賀に対する返礼のことで、「京之町人」が含
まれていることは興味深い。一三日条には秀次家臣団の構成を知
ることができる職制が記載されている。しかし、ここには駒井重

勝・益庵・益田少将は現れない。一四日条は、伏見城作事用材木
徴収のこと、尾州堤普請の奉行等への役儀免除のこと、河口宗勝
知行所のこと、尾州惣御給人帳提出のこと、そして朝鮮出兵に動
員された鉄砲衆への扶持米のこと等多岐にわたっている。

一五日条は秀次の大坂下向の日程の件、豊臣秀保へのお茶進上
のことがみえる。秀保の家臣多賀秀種・羽田正親両名の名前が知
られる。一六日条は伏見作事に伴う材木調達のための甲賀材木改
奉行のこと、尾州智多郡小成物徴収のこと。一八日条は伏見作事
用の材木調達のこと、桑山兄弟・杉若伝三郎・堀内氏善の朝鮮派
遣のこと、そして大仏普請用材木の木食への引渡しに伴うことであ
る。

正月一九日条には「鷹野」に関する秀吉から秀次への朱印状、
鷹師佐々行政から武藤長門守・西尾光教への書状、秀次から木下
吉隆への書状及び秀吉から佐々行政へ宛た朱印状がそれぞれ写さ
れており、豊臣政権の鷹支配を廻る政策の一端を窺うことができ
る。「五畿内并江州辺」における「下々鷹遣」を禁止し、豊臣政
権に収斂しようとした政策を知ることができる。これは、太閤検
地が政策的にも制度的にも比較的早く進んだ五畿内周辺地に於け
る、所謂「高外地」を豊臣政権が領有したことを意味する。^③

次、「越前之国并加賀江沼郡御検地条々」は、検地担当奉行一五

名へ宛てられた秀吉朱印状の写であると思われる。同様の「検地条目」は、文禄三年七月一六日、石田三成から「薩州奉行中」へ宛られ、また八月二日には宮木藤左衛門・浅野長政が「和泉国」へ出している。前者は一一カ条、後者は一二カ条であるが、右の朱印状は一三カ条である。

ところで、右の朱印状は本文と何の脈絡もなく写されているため、これを文禄三年正月のものと看做すには問題がある。検地奉行一五名のうち最後の木村惣左衛門由信は、もと木村常陸介の老臣で、文禄四年七月常陸介が秀次事件で連坐し自殺したのち秀吉に仕えたと言われる。とすれば、右の朱印状の作成上限は文禄四年七月以降と考えることができる。

越前一国の検地は、慶長三（一五九八）年五月頃から実施されている。事実、一五名の検地奉行のうち長束正家・速水守久・服部正栄・伊藤長次・小堀正次・為真・駒井重勝・御牧景則・建部寿徳・益庵・木村由信等一一名は検地を実施している。以上のことを勘案すると右の秀吉朱印状は、慶長三年越前検地のためのもので、時間的には五月以降のものと考えることができよう。

駒井重勝は秀次事件をくぐり抜け、秀吉に仕えてからも日記を書き続けたか不明である。祐徳文庫本「駒井中書日次記」巻六の文禄四年四月九日条と十日条の間に次の様な四月八日付前田玄以

書状がまぎれ込んでいる。

一、甲斐国善光寺如来七日以前大閣様御冥夢被御覧候、何様之儀被仰出事如何被思召御遠慮之處、去七日夜既現之様ニ如来影向候て都へ被相移、阿弥陀峯と申山之麗ニ有之度と示現候、然間宮古近所ニ有之名山有候哉と被仰越候ニ付而相尋候處、則大仏之上東当リ彼山有之事候、因茲如来都へ為可相移為案内兩使被差遣候、成其意急速ニ可令用意候、聊不可有油断候、尚使者ニ被仰含候也、此等之趣宜被申上候、
已上

卯月八日

民口卿法印判

駒井中務殿

これは、善光寺如来が秀吉の夢に現われ、京都の阿弥陀峯の方へ移りたいと示現したというのである。このため急拠その準備にあたらせたと言うのが大意であろう。『和漢三才図絵』には、甲斐国府中の新善光寺の「善光寺如来」を慶長二年七月一八日秀吉が京都へ移したことが見える。慶長三年八月一七日には「善光寺如来帰国、太閤依靈夢告、俄信州江帰国」したことが分る。翌一八日秀吉は亡くなる。このことから、右の四月八日付前田玄以書状は、歴史的事実を反映しているものと推定できるのではなからうか。

慶長三年のものと考えられる秀吉朱印状の写が混入していることは、駒井重勝が文禄四年四月以降も日記を書き続けていたことを窺わせる。ただ、何故この朱印状のみ残り、しかも文禄四年の記事に混入するに至ったか、この理由は不明である。

以上の考証から「駒井日記」に慶長の記事があったとしてもそれ自身信憑性に問題はないものと考えられる。従って右の「検地条目」は、慶長三年の越前国の検地に先立って秀吉が発給したものと見えよう。

最後に、「駒井中書日次記」巻二の翻刻については次の要領で行った。祐徳文庫本を底本とし、加越能文庫本を校合に用いた。

(i) 表記は、極力原文の形を重したが、適宜読点・並列点を附した。

(ii) 明らかな誤字、文意不明の箇所には右傍に（ママ）と注記した。

(iii) 原本の丁替りは紙面の終りに当る箇所に「を附して示し、且新紙面に当る部分の行頭にその旨を表記した。即ち表裏の区

別をオウ)
(11)の如く示した。

(iv) 底本と加越能文庫本（以下加本と言う）の異同については次の様に表記した。

④ 底本と加本の文言が違う場合

御下向与（ト）被思召候事、無甲乙五（誰彼）舛宛

⑤ 底本にあって加本にない場合

中小性衆、新座衆

⑥ 加本にあって底本にない場合

徳永式（卿）、法印、阿平（閑）右

(v) 筆者の加えた注記は、すべて（ ）で示した。

① 三鬼清一郎「朝鮮役における水軍編成について」（『名古屋大学文学部二十周年記念論集』一九六八年）。

② 大日本古文書『島津家文書』一、三七四号、三六四頁。

③ 曾根勇二「豊臣政権と御鷹場」（『白山史学』二十二号、一九八六年）。

④ 「長谷場文書」（『日向古文書集成』二三〇頁、一九三八年）。

⑤ 「福原文書」（宮川満『太閤検地論』Ⅱ、三二八頁、一九六三年）。

⑥ 高柳光壽『松平年表』一、八六頁、一九七三年。

⑦ 『福井県史』第一冊第一編、五三九頁、一九二〇年。

⑧ 「加藤源内家文書」（『福井県史』資料編3、中・近世1、五三六頁、一九八二年）。

⑨ 速水は大野郡を担当している。『福井県史』第一冊第一編、五三九頁。

⑩ 「橋本一郎家文書」（『福井県史』資料編3、中・近世1、四四八頁）。

⑪ 「広浜伊佐衛門家文書」（『福井県史』資料編3、中・近世1、七七二頁）。

⑫ 「浄光寺文書」（同右、資料編4、中・近世2、四〇八頁、一九八四年）。

⑬ 検地に基つき西光寺へ年貢・諸役免除を申渡している。「西光寺文書」(同右、資料編5、中・近世2、八〇頁、一九八五年)。

⑭ 「心月寺文書」(同右、資料編3、中・近世1、四三一頁)。

⑮ 御牧は大野郡等で検地を担当している。(『福井県史』第一冊第一編、五三九頁)。

⑯ 「刀称文書」(『福井県史』資料編5、中・近世3、三四二頁)。

⑰ 「法寺岡区有文書」(同右、資料編4、中・近世2、八四頁)。

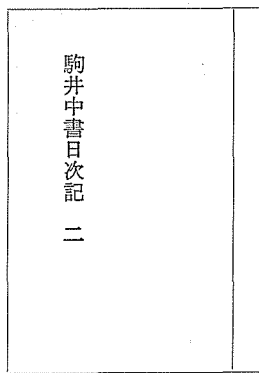
⑱ 「西福寺文書」五五六頁。

⑲ 「倭漢三才図会」六十九、三丁。

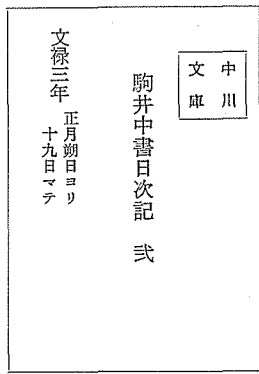
⑳ 『舜旧記』一、一四六頁、同様の記事は『言経卿記』・『当代記』にも見える。

〔附記〕 祐徳文庫閲覧にあたり、祐徳稻荷神社権禰宜島江邦彦氏、祐徳博物館主事松尾誠氏の御高配を頂いた。また、太田晶二郎先生には前田家「編輯方」のことなど多くの御教示を頂いた。末筆ながら厚く謝意を表します。

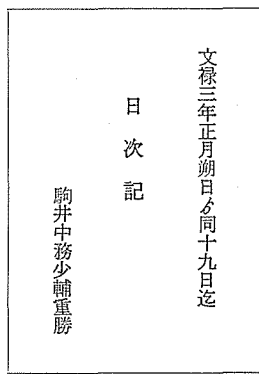
(同志社史料編集室)



(外表紙 27.3 糎×19.3 糎)



(中表紙)



(内表紙)

(1オ)

正月元日

早天 雨降

之直印郷

一 関白様御詮ニ付而、民法・孝蔵主・木大膳申遣書状之覚申、

刻早道遣

一來ル五日可被成 御参内与被 思召候事

一六日ニ大坂へ可被成 御下向与被 思召候事

(1ウ)

一 四日ニ御公家衆并諸國之大名衆御礼可被成御請と 思召候事
〔前田家以〕
一 民法者、大関様へ御暇之儀申上、三日ニ早々可罷上旨 御詮
候事

一大関様へ御気色之様子彼是可申上由申遣候事

二日

一あミ四ツ

徳永法印
(壽島)

田中兵衛大輔
(吉政)

一あミ四ツ

不破老岐守

村善右衛門

熊谷大膳大夫
(直之)

(2オ)

一あミ弐ツ

為心斎

一あミ弐ツ

多子平次

雨森才次

一あミ弐ツ

大夫

梶原平内

一あミ五ツ

吉田修理亮
(好寛)

一あミ四ツ

駒井中務少輔
(成冠)

白江備後守

津田四郎兵衛

一あミ弐ツ

垣川十兵衛
(金)

北村与四郎

牧主馬頭

一あミ四ツ

益田少将

庄林宗郷

一あミ弐ツ

藤堂文蕃頭
(三)

一あミ弐ツ

富田喜太郎
(重直)

一あミ弐ツ

今枝弥八

(3オ)

一あミ弐ツ

林小伝次

一あミ弐ツ

益田弥九郎
(光教)

一あミ弐ツ

西尾豊後守

一あミ弐ツ

同五郎右衛門

一あミ弐ツ

山越勝兵衛
(路)

一あミ弐ツ

高山忠兵衛

一あミ弐ツ

武藤長門守
(喜)

一あミ弐ツ

同彦右衛門

前野兵庫

大庭三左衛門

一あミ弐ツ

蔽九介

丹羽勘介

(3ウ)

一あミ弐ツ

佐野十右衛門

一あミ弐ツ

雀部淡路守
(介)

一あミ弐ツ

高野左助

琳瑯ハ二ヶ月聚楽御番ニ付御免

大山伯耆守

一あミ式ツ

森若狹守

土肥太左衛門

原隠岐守

一あミ式ツ

平田一郎右衛門

一あミ式ツ

田中角助

生駒勘右衛門

一あミ式ツ

渡瀬二介

西尾五左衛門

一あミ式ツ

森九兵衛

尼子壽千寺

須賀勝右衛門

山田平一郎

長 右近

望月三郎右衛門

日比野下野守

近真吉兵衛

あミ一ツの長さ廿間・横二間ニて候、あミの上下此本如ク長繩御通し可有候まゝ、くしのとく長一間四尺のはう

あミ二ツの分ニはう三本つゝ来ル十五日巳前ニ出来

正月三日

一民法江御参内彼是之儀相尋ニ為松早道辰ノ刻ニ遣ス、よひか

へす

一大坂へ元日申刻ニ遣飛脚只今巳ノ刻ニ罷上

民口法印・孝藏主・木大膳書中

一関白様大坂江御下向之事、来十四五日比ニ尤ニ思召候、則大

一民部法印御暇之儀未出由

一大閣様御快氣之由

元日

時しれと春風ゆるし今朝の雨

梅か香つたふ露の青柳

鶯の羽音しつかに移り来て

同

おもかけの花やけふふる春の雨

霞ほしうかふ遠山の雲

のとかなる月は入江の明初て

同

（7オ）

正月五日

一 大閼様御気色能大坂にて御表へ被為成候由、孝藏主より飛脚被越、戊刻京着、則申上ル

（6ウ）

一 大かミ様御煩之様子 大閼様へ被仰上、道三めしニ被遣、已刻早道遣

一 尾州堤之事、三位法印為御使申上様子ハ未被 仰出

一 大かミ様御煩之様子重而未之刻早道遣

一 民口法印大坂より被罷上、未刻早道七条にてあひ候由被申

一 尾州馬場村・木田村・井口村当物成礼明之書物日比野下野・

三輪八蔵方より上ル

一 大閼様御気色能大坂にて御表へ被為成候由、孝藏主より飛脚被越、戊刻京着、則申上ル

（6オ）

春やけふ心の花によるの雨
かすめる露をはらふ朝戸出
さしかつる日影の胡蝶飛連
同
雪やまつ空を解て今朝の雨
霞ほしこもる水の山風
こすのとの花の匂ひを枕にて
玄仍
景敏
昌叱
景敏
玄仍
紹巴

（7ウ）

正月六日

一 尾州井口・馬場村・木田之事、得 御意候処、馬場之内高頭拾八石余河口久助指出者多、百性之指出者すくなき通得 御旋候処ニ久助ニ可相尋由被 仰出、則召寄相尋候へハ、去年新開仕者共水作ニ仕り召置由
一 昨日大坂へ之早道末之刻帰、已ノ刻ニ遣候ハ到今晚不帰也」

一 去四日巳之刻ニ孝藏主へ遣ス早道路次にて煩出、五日ニ大坂へ参着之由、孝藏主より申来

正月七日

一 從 大閼様為 御旋小出播磨書状到来

一 尾州國中堤之儀、早々可被仰付候事

一 百姓中卅日之分飯米可被遣旨事

一 諸給人軍役被除、堤普請可被仰付候事

右何戌来五月ニハ尾州へ被成 御下向、堤可被為成 御覧

之由候事

一 関白様尾州堤之儀被 仰出覚

一 國中惣奉行徳永法印・田中兵卫少輔・吉田修理・原隠岐守

一 郡々ニ御奉行之吏
六百石淡路
垣内十兵衛

(8ウ)

六百石 七百石 高左^{ハサ}・岡本次郎右衛門
 須賀勝右衛門 山田平市郎
 森若狭^{ノサ} 藤淡路^{フタジ} 千石高左^{チシタカサ}
 五百石 岡小左衛門 平野彦三郎 中嶋宗左衛門
 田中角助 津田四郎兵衛 大ミ^{オホミ} 奥平藤兵衛
 森若狭^{ノサ} 千二百石淡路^{フタジ} 七百石山平^{ヤマヘイ}
 大嶋又右衛門 坪内平右衛門 平井長右衛門
 不破老岐守

(9オ)

一從 三位法印様添奉行之事
 一國中人足飯米一日一人ニ付五合宛之事
 一自三位法印様も御奉行十四人被成御出候事
 尾州堤大破分
 一海東郡 中嶋郡 海西郡 永嶋共ニ
 葉栗郡 春日井郡 愛智郡
 堤無之分
 一智多郡 高橋郡 丹羽郡

(9ウ)

正月八日
 一 大かミ様御煩之儀ニ付而、為^{タシ}「御意孝藏主」^{ミヨリ}の書状兩三度到來、則民法・駒井方^{ウマ}の一ツ書^{カキ}を以返事申上
 一 上様^{カミサマ}の尾^オ脇^{ワキ}堤奉行誓紙前書之案文
 一 今度尾州堤普請御奉行被^{マケ}仰出^{オモ}付而、請取分之郡堤普請衆

(10オ)

御給人方并在ミ百姓人数役儀等、聊品負偏頗私曲不可存事」
 一郡々家并付申儀ニ付而、或給人ニ被頼、或百姓ニ被頼依怙私曲不可仕候事
 一今度御奉行仕内勿論自賄^{ミツ}ニ可仕、於在ミ下ミ^{タノミ}礼儀禮物之儀ハ不申及、餅酒以下も給させ申間布事
 一惣御奉行兩四人諸事被見計被申渡候通、何^{ナニ}成^{ナリ}可成其意候事
 一堤普請誰^{ナニ}手前たりといふとも、油断如在無之族於有之者^{アリ}達^{タチ}而申^{マシ}一^{ヒト}届、其上於同心者有^{アル}姿可申上候事

(10ウ)

尾^オ脇^{ワキ}家付之御奉行
 田兵太各奉行衆ヲ可引合奉行者
 一にわの郡 岡本次郎右衛門 田兵奉行
 法印様奉行 德永奉行
 木村平内 吉田奉行
 原奉行
 正月十六日ニいわくらへ御よりあるへきよし
 中嶋宗左衛門 田兵奉行
 德永奉行
 田兵太同 法印様御奉行 吉田奉行
 一春日井郡 桜木源太

(11オ)

正月十六日ニ（小田忠）おたいへ可有御寄候
原奉行
吉田同
須賀勝右衛門
徳永奉行
一高橋郡
田兵奉行
法印様奉行
原奉行
田中主水
吉田奉行

正月十六日ニ（孝母）ころもへ可有御寄候
吉田同
田中角介
田兵奉行
原奉行
一ちたの郡
徳永奉行
法印様奉行（マ）
森甚助進
原奉行
吉田奉行

正月十六日ニ山崎へ可有御寄候
大嶋又右衛門
徳永奉行
一かいとう郡
田兵奉行
法印様奉行
寺西伝右衛門
原奉行
吉田奉行

(11ウ)
正月十六日ニ津嶋へ可有御寄候
不破彦岐守
徳永奉行
一かいさい同長嶋共ニ
田兵奉行
法印様奉行
岡本三四郎
原奉行

正月十六日ニよしさとへ可有御寄候
吉田奉行
正月十九日ニ被仰付候
田兵奉行

徳永同
垣川十兵衛
田兵奉行
一中嶋郡
徳永奉行
法印様奉行
原奉行
赤河権助
吉田奉行

(12オ)
正月十六日ニ（知安）かりやすかへ可有御寄候
山田平一郎
田兵奉行
原奉行
一はくりの郡
徳永奉行
法印様奉行
井上平右衛門
吉田奉行

正月十六日ニ（飛保）ひはまでたゝ寺へ可有御寄候
田兵太各奉行衆迄可引合奉行者
原奉行

尾州堤うちの御奉行
田兵奉行
にわの郡
坪内平右衛門
原奉行
原うけ取同前
一はくりの郡
吉田奉行
法印様御奉行
黒部次大夫
徳永うけとり同前
中嶋の郡
徳永奉行

(12ウ)
正月十六日ニ右各岩倉へ御寄可有候
徳永奉行
原奉行

田兵太うけ取同前

かすかい郡 平井長右衛門

田兵太奉行

一

原隠岐守うけ取同前

あいちの郡 法印様御奉行

吉田奉行

安井十五右衛門

原奉行

徳永奉行

正月十六日ニ右衆おたいへ可有御寄候

吉田請取同前

平野彦三郎

田兵太奉行

一

同人請取 法印様御奉行

高はし郡 木村長右衛門

原奉行

徳永奉行

正月十六日ニ右衆大たかへ可有御寄候

奥平藤兵衛

田兵奉行

原請取同前

一かいとう郡

法印様御奉行

吉田奉行

松崎勘右衛門

原奉行

徳永奉行

正月十六日ニ右衆津しまたへ可有御寄候

津田四郎兵衛

田兵奉行

徳永請取同前

一かいさい郡 法印様御奉行

吉田奉行

津田泉伝次

原奉行

徳永奉行

正月十六日右衆よし里へ可有御寄候

(13ウ)

一右如書付南之請取郡々村へ如日限御寄候て、片時も急可有御
究候事

一御請取分相究次第津嶋へ可有御寄事

一誓紙別紙ニ有之上ハ諸事付而蟲負偏頗私曲聊以仕ましく候事

一諸事見計相談之上多分ニ可相付候事

一御扶持方一人ニ一日五合宛被下事

(14オ)

一普請道具ハ式人ニもつこ一丁よこ二尺長さ三尺、家十間ニお
け一、かま一ツ、十軒よりすくなき村ハ何も棹一ツ、すぎく
わニても一人ニ老丁ツ、可持来事

一堤請取の所ニ小屋さし可仕事

一重而、左右次第早速ニ御普請可罷出と、其村家数書付書状可
有御取候事

一為可掛御目、今日こまかに絵図御沙汰候て、堤間数可有御書
付候、同村々ニも家数絵図ニ可有御書付事

文禄三年

吉田修理亮

田中兵乃大輔

原 隠岐守

徳永式口 法印

駒井中務少輔殿

参

(15才)

正月九日

一新庄駿河処へ

御藏米京着・付而、入馬大津へ可取入通高札御立被成候哉、
然者駄賃米者・老石ニ付而何程・被仰出候哉、右大津馬も入
馬も無甲乙五疋宛ニ不被仰付候者、駄賃馬方を付可申候間、
其御分別被成、御藏米京着候内ハ五升ハ高付候者堅御停止
御尤候、恐々謹言

(15ウ)

正月九日

益庵

駒井

益少将

新庄駿河守殿

一新庄返事

御折忝令拜見候、御藏米京着ニ付而馬之儀取前被仰越候砌、
即高札を相立申候大津馬之儀ハ、御米と在之候ハ、五升
宛駄賃之外違乱之儀少も在之間敷候、其旨堅申付候条不可
有相違候、入馬之儀も同前・可令京着候旨高札ニ相認候
様と候へとも、此方ハ存知候所も無之候へハ不来候ても不
及是非候、於手前者不存疎略候、恐々謹言

(16才)

正月九日

新庄駿河守

益庵

駒井中務少輔殿

益田少将殿

御返報

一尾州堤井入事、給人貳千石取候上候者ニハ給人ニ井入之入用
出させ可申由被仰出
一甲賀材木有木分之事、先所之者共ニ預置奉行可罷帰候由被
仰出

(16ウ)

一河口久助知行兩村并井口村之事申上候処ニ、井口村の荒代之
儀、久助ニ被下候事如何ニ思召候間、民法被相尋可申旨上
意也

意也

一御代官衆へ触状之案

(17才)

一御代官衆へ聚楽御藏可有御詰案

一聚楽御藏各御請取分、二月十五日已前有御詰之旨、堅上
意候、翌日十六日ニ両三人罷出御藏米榎檢見仕、其上ニ而御
藏之かき請取可申候由被仰候間、少も御油断候而ハ可為御代
官越度候、恐々

正月十日

駒井

益田少将

惣御代官へ遣

益庵

(17ウ)

一三筋矢作堤之儀付、田兵太ニ御朱印式通被下安

三羽矢作堤東通山中在^{〔庄〕}岡嶋々西おそね村を限、蔵入分并諸
給人不寄知行所^{〔可〕}罷出つき立候様可申付^{〔候〕}也

文三

正月八日

御朱印

田中兵口大輔とのへ^{〔本〕}

(18オ)

三州矢作川西之堤^{〔庄〕}あかた郡の内蔵入分并諸給人雖為知行所、
堺川を限、罷出つき立候様ニ可申付^{〔候〕}也

文三

正月九日

御朱印

田中兵口大輔とのへ^{〔本〕}

一孝蔵主文ニ来十五日ニ御札者被成御集、十六日ニ大閣様何も
可被成 御対面之由

(18ウ)

一來廿日之内ニ 関白様御下向之事、大坂々可被成御左右之由、
孝蔵主文ニ有之

一來十二日三日兩日之内ニ 関白様御札者新公家諸大夫其外下々
之御札可被成御請之由被 仰出候事

正月十日

一近真北国々九州へ御蔵米まへしニ被遣

(91オ)

正月十一日

一大閣様為 御見廻、孝蔵主方迄被成 御朱印

一去年被 仰出五百石積五十艘、舟作事可出来之由被 仰出

一葦九介肥州ニて舟作事入用之儀、藤堂佐渡^{〔江〕}へ可相尋由被 仰

出

(19ウ)

正月十二日

一正月之御札有之

一新公家衆

一諸大夫衆

一平侍

一五山衆

一京之町人

一大仏手伝之事從 大閣様被 仰付候様ニ民口法印ヲ以、可被

仰上旨事

(20オ)

正月十三日

一西丸ニて御茶之湯被成

一朝之御会客 ^{〔細川忠興〕} ^{〔前田利長〕} ^{〔古田重然〕}
^{〔池田輝政〕} ^{〔羽手一〕} ^{〔羽孫四〕} ^{〔古田織部〕}
^{〔山内一豊〕} ^{〔渡瀬繁詮〕}

一昼 羽三左 山対馬 渡左

(20ウ)

一尾州堤御普請衆并京都ニ而殘被成衆、何も帳面被成 御仕分
一藤堂佐渡所へ 御成、御服五被 下

尾州へ被遣衆

徳永法印 吉田修理^(好寛) 原隠岐守 一柳監物^(直盛)

木下美作^(元) 日根野備中^(弘就) 日根野五右衛門 尼子壽千寺

津田清次 大山伯嚙守^(前) 藤野兵庫 西堀助九郎

久世三河 武光新次郎 浅野大炊 丹羽勘助

山口出雲 真田源五

(21オ)

御馬廻之内

不破老岐守^(組) 田中角助組 須賀勝右衛門組

津田四郎兵衛組 山田平一郎組

京都ニ被為置衆

熊谷大膳大夫 武藤長門守 栗野木工助^(堅)

西尾豊後守 武藤左京 藤堂玄蕃

富田喜太郎 生田右京 今枝弥八

(21ウ)

大小性衆

雀部淡路守^(重政) 渡瀬仁助 森若狭守

雨森才次

中小性衆

小野木図書 別所久路 麻野彦五郎

石尾与吉^(伝)

七百四十八人御側小性衆^(伝)

御馬廻衆

長野右近 白江備後 牧主馬頭

瀧善太郎 大庭三左衛門 高野左助

安孫子善十郎

御弓衆

多胡平次^(伝) 平田市郎右衛門 村瀬宗内

平井弥次右衛門 望月三郎右衛門 小川珍平^(マ)

御鉄炮衆

佐野十右衛門 阿閉平右衛門 龍神角大夫

村善右衛門 堤大蔵 杉山半左衛門

樋口助三郎

(22オ)

(22ウ)

新座衆

稻葉彦六

大塚源右衛門

村瀬作右衛門

大原豊蔵

赤尾久助

郡三右衛門

浅野藤兵衛

藤野右衛門大郎

杉江喜介

武市内蔵介

山羽二郎介

雀口市右衛門

福井孫左衛門

薬師寺与四郎

東新大夫

兼松又四郎

兼松又四郎

兼松又四郎

(23オ)

正月十四日

日根野治口卿法印甲賀が被出大津迄被差置候御材木之分

一貳百本

貳間半木

末口三寸松の木

一壹本

三間木

松之木

一五十六本

貳間木

末口三寸松之木

合貳百五十七本

一百六拾枚

板

(23ウ)

一百三十三本

ひきわりたる小道具

都合木数五百五十本

大小ともニ

右之通伏見御作事之御用として御理被申上候処、則如此住文

可有御渡旨 上意候、已上

文三

正月十四日

駒井中務少輔

甲賀御奉行

牧主馬殿

佐十右殿

(24オ)

一尾州堤普請之御奉行中役儀之事

御免候分

一百人

徳永法印

一百人

吉田修理

一百人

原隠岐

一三十人

津田四郎兵衛

一卅人

山田平一郎

一卅人

須賀勝右衛門

一三十人

田中角介

一卅人

不破竜岐

已上

(24ウ)

右之外九人之衆者 何も三十人宛御役儀被成 御免候也

一尾州堤御普請衆帳面遣候事

一民口法印大坂へ被罷下ニ付而、尾州方之帳共并河口久介知行

分之書物遣覚

一尾州方惣御給人帳

但大閣様御朱印方へ不入

一河口久介知行之書物式

右之内馬場村・井・口村・木田村三ヶ村之書物者日比野

下野・三輪八藏・前野兵庫百性共ニ書狀申付、写同内一

ツ・河口久助書狀

覺

(25ウ)

一尾州ニ而河口久助知行分之儀、馬場・木田両村去年物成之様子、百性之指出写しとして此方へ被遣候御奉行両三人判形致進入候

一河口久介為替地可被遣之旨被 仰出、井口村去年物成之様子は又被遣、御奉行書付同事致進入候

(26オ)

一先日も如被 仰出、最前之河口久介知行替之儀、馬場村今迄之様ニ被 聞召候、然共久助者両村共ニ井口と被成 御替可被下候由御詮之旨申上候、此儀如何可有御座候事

一右之内馬場村之高頭此度百性之指出と久助さし出と高違申候、去とも久介御理之書付御座候間、是又致進入候事

一右井口村之内四百拾八石余、当荒永「荒」之由御座候、此荒地之儀内々被 仰出通被成御計可被為請 御詮哉之事

一尾州ニ而小給人之事、則御帳面進入仕候、最前余多小給人御座候様ニ被思食段、御僉儀無御座候、然とも尾州ニ而之外江

(26ウ)

州・濃州・勢州・京近ニ而被下給人共ニ御座候間、其面々者書加「不申候、其通可被仰上候事

一尾州方惣御給人帳式帖写致進入候事

一右尾州小給人之面々ニハ御扶持方可被下之旨被 仰出候事

一大仏御普請手伝人之事、可被為請 御詮旨候事

正月十四日

駒井中務少輔

民法様

参人々御中

(27ウ)

一去年三月六日ニ高麗へ為被遣御鉄炮衆御かし米之事

一五十石 阿閉平右衛門 一五拾石 樋口助三郎

一五十石 龍神角大夫 一五十石 堤大藏

一六十石 杉山半左衛門 合貳百六十石

右尾州ニて

去年三月十六日ニ重而御かし米駒井うけ取

一三十石 杉半左 一四十石 阿・平石

一卅石 樋助三郎 一卅石 堤大藏

一卅石 龍角太 合百六十石

右尾州ニて

(28オ)

正月十五日

(28ウ)

一 浅野彈正・孝藏主方ハ 関白様大坂へ御下向之儀、いつニても御氣色御驗次第之由被 仰出ハ冒被申越ル
一 於西九大和 中納言様へ御茶被進、御供之衆多賀出雲・羽田(豊臣秀保)
長門守、為御跡見堀尾帶刀(吉晴)・日根野法印・稻葉彦六御茶被下(典通)

正月十六日

昨夜亥刻ハ雪降

(29オ)

一 甲賀御材木為御改被遣候御奉行牧主馬・佐野十右衛門罷帰、甲賀山中木之きりかふ并山々川筋ニ残有木之分ハ御帳面彼是相改之様子被申上、則為使駒井申上候帳面とも請取御
一 尾州方之帳三帖并河口久介知行分之書物の請取由、民口法印返事到来

一 尾州智多郡小成物之公用式百貫、取次さへもんのかうニ渡、雀口淡路・田中角介・佐野十右衛門分也ハ

(29ウ)

正月十八日

一 日根野五右衛門息女久世三河息平藏縁辺之儀、得 御謄候処、可被遣由被 仰出

一 甲賀ハ出材木、大津有之内堀尾帶刀手前分之内松之一間半之丸木式百本可相渡之由、甲賀へ被遣候御奉行牧主馬・佐野十

右衛門方へ拙者指帟遣

右之御材木伏見ハにて入用

一 御たき火の間と御蔵之間らうか

一つないとのたる木(マコ)

一 かまのすわり候やねのかき

一 小台所南ニぬれゑんハ

一 藤堂佐渡・羽田長門大坂ハ申上、此度高麗へ佐渡者不被遣、為番替桑山兄弟・杉若伝三郎・堀内安房守右紀州ハ被遣由、佐渡者来春御働之刻可被遣由ハ

一 大和中納言様御普請所伏見之内津川邊近

一 旧冬三松会津へ道被遣、御奉行ハ関長次郎・塙喜三郎・張田秋

忠三郎馳走之由申上

(30ウ)

一 大仏御普請奉行衆ハ去々去年伊賀・甲賀并淀何も大仏へ参

着分ハ之御材木建木食ニ相渡請取有之由帳面請取

西尾五左衛門

雨森才次

吉松平右衛門

吉原仁右衛門

正月十九日

(31オ)

正月十九日

一 從 大閣様^{（閣）}先年 関白様被、進候日向巢之鷹返し被參御朱印之
文言

一 其方給候日向巢之鷹送遣候、然者大閣様^{（閣）}与尾州・参州内
鷹野不可有之候条、其方慰^{（レ）}御遣尤候、猶期後首候、恐々
謹言

正月十七日

秀吉御朱印

関白殿

一 御鷹師佐、淡路守書状^{（行政）}

一 謹致言上候、先年被為參候日向巢之御鷹去々年白鳥被成
御捉飼候早御事候、然者大閣様^{（閣）}五畿内并江州廻^{（レ）}ニ被遣御
鷹尾州・参羽御鷹野^{（マ）}ニ者被為 成間敷候間、御慰^{（レ）}自然御
遣可被成旨 御詔^{（詔）}付而、被成御朱印候、猶吉田主水口上^{（家隆）}
可申上候、此等之趣^{（ニ）}宜預御披露候、恐々謹言

正月十八日

佐々淡路守

武藤長門守殿

西尾豊後守殿

猶以、五畿内并江州に者下々鷹遣候儀、堅御停止候間、
以御次可然様^{（レ）}可被仰上候也

一 從関白様御返事之案

一日向巢之鷹被下拝領過当奉存候、^{（依）}仍尾州・三羽之内不可

被成御鷹野候条、我々自然遣可申之旨 上意誠忝奉存候趣
宜申上候也

正月十九日

秀次御直判

木下大膳大夫とのへ

一 佐々淡路かたへ之御朱印之案

一日向巢之鷹、則被成拝領候、^{（依）}仍尾州・三羽之内不可被成御
鷹野之条、^{（依）}我々可遣之由被 仰趣誠被悦思食候、然者五
畿内并江州辺下々鷹遣候事、堅可停止候旨、被仰出通被
聞召届候、猶吉田主水ニ被仰含候也

正月十九日

御朱印

佐々淡路守とのへ

越前之国并加賀江沼郡御検地条々

一 六尺三寸之棹ヲ以、五間・六十間三百歩一段ニ可打之事

一 在所同田畠上中下能々念^{（ウ）}を入可徒立候事^{（仕）}

一 田方斗代其村其田地之上中下随可相定候事

一 畠方斗代柴畠茶園畠見計可相定、夏成在之畠方ハ帳面ニ可書
載、屋敷方斗代上畠并^{（並）}たるへく候事^{（候）}

一 山畠斗代見計可相定之事^{（候）}

一 田畠ニも不成野川原検地之内、不可入候事^{（候）}

(34ウ)

一村切傍示ヲ立、田畠不入組様、隣郷之上使令相談可相究候事
一舛ハ京升ニ相定在之也、^{〈候へとも〉}検地衆と」して判ヲすへ可出之、先
規の舛ハ悉ク可取上候事

一山手銭・塩浜銭、川役浦役同小物成念を入可付立候事

一口米ハ石ニ付、式升ツ、ニ可相定候事

一各事ハ不及申、棹打候者給人百性、被相頼、依怙ひいき札銭

札物酒肴菓子已下一切取問敷旨誓紙可申付候事

一於何方も自賄たるへし、但薪ぬかわら草さうしハ其在所検地

中人馬ニ応し地下より可乞取候事

一検地帳ニ判をすへ、地下庄屋長百性小百姓ともニ悉ク召出相

渡請狀可取事

右之条々相守可致検地、若」相背候者可為曲事者也

月日 御朱印

長東大蔵大輔^{（正家）}

速水甲斐守^{（守久）}

服部土佐守^{（正榮）}

伊藤丹後守^{（長次）}

長東伊賀守^{（長吉）}

溝江大炊介^{（長氏）}

小堀新介^{（正次）}

「

(35ウ)

(35オ)

『改訂史籍集覧』正誤表

『改訂史籍集覧』所収「駒井日記」の誤写に基づく誤字、誤植
など意味不通箇所及び個有名詞・人名等で明らかな間違或いは脱
字と分るものを以下に列挙した。従って諸写本による文言の異同
についてはこれを採らなかつた。

写本を闕く部分や全ての写本に共通の誤写が認められる箇所も
あり完全は期し難い。写本は闕くが明らかな誤りと思われる箇所
も散見する。これ等については、個々の文言の再検討に委ねるよ
りほかはない。

杉若藤次郎^{（長谷川）}
為真^{（少）}

駒井中務太輔^{（直忠）}

新庄東玉^{（京則）}

御牧勘兵衛

建口壽徳^{（宗甫）}

益庵

木村惣左衛門^{（由信）}

「

甚だ不充分で遺漏も多いことと思われるが、今後共正確を期して検討して行きたい。尚、正誤に用いた写本は次の様に表記した。

(内1)……内閣文庫本「文禄日記」

(内2)……内閣文庫本「日記」

(尊1)……尊経閣文庫本「駒井日記」

(尊2)……尊経閣文庫本「文禄日記」

(龍)……龍谷大学本「駒井日記」

(祐)……祐徳文庫本「駒井中書日記次記」

年月日	誤	正	典拠
文禄二年			
後9・6	制田作内	副田作内 ^(カ)	(尊1)
"	京升無斗	京升毫斗	(内1)
後9・11	申候やにて候	申候へく候	(内1)
"	後九十一日	後九十二日 ^(カ)	(内1)
後9・12	法弾	浅弾	(内1)
"	右弾少大刑少	石治口大刑口	(内1)
"	閏九月九日	閏九月五日	(内1)
後9・14	寿曲	委曲	(内1)
"	少将者定而	少将申候へ定而	(龍)
"			
後9・16	富少路	富小路	(内1)
"	今井宗久罷過候其跡	今井宗久罷過候其跡	
後9・17	取かはしにて候	取かはし候へく候	(龍)
後9・23	長谷川宗三	長谷川宗仁	(内1)
"	山田対馬	山内つしま	(内1)
"	座敷も如申上候	寢前如申上候	(内1)
"	小早川吉川も□にて	小早川吉川も船ニ而	(内1)
"	御氣をも御はらし	御氣色をも御はらし	(内1)
"	山内橋内	山中橋内	(内1)
"	檢帟	指帟	(内1)
"	貴宅	貴老	(内1)
"	直に被下□頼候而	直ニ被下候と頼候て	(内1)
"			
後9・15	宇治田原之内大道寺	宇治田原之内大道寺	
"	湯屋之谷山之出入	与湯屋之谷与山之出	(内1)
"	其□可在下向	其過可在下向	(尊1)
"	宮木長仁	宮木長次	(内1)
"	貴宅	貴老	(龍)

後9・25	算用を被遣	↓さん用をとけ	(内1)	12・3	御見廻之御返書	↓御見廻之御礼御返書	(祐)
後9・26	氏法	↓民法	(内1)	12・9	皆済之書帳	↓皆済之書状	(祐)
"	可申付候半候	↓可申付候由候 (お)	(内1)	"	非分之儀有之ま遣候	↓非分之儀在まへ申か	(祐)
後9・27	□田作由	↓副田作内	(内1)	"	ハハ	↓け候	(祐)
後9・28	名ざや	↓名護や	(内1)	12・11	おくらざなへ	↓おくら御なへ	(祐)
後9・晦	孫廿少将	↓孫四郎少将	(内1)	"	直段にて相尋	↓直談にて相尋	(祐)
10・5	不午	↓不干	(内1)	12・14	可為五重	↓可為五里	(祐)
"	諸大夫畏見物	↓諸大夫各見物	(内1)	"	徒河口	↓徒河口	(祐)
"	のしつ遣ひつしき	↓のしつけひつしき	(内1)	"	木合	↓木食	(祐)
"	尾州春日井勅	↓尾州春日井郡	(内1)	12・15	民法無相□	↓民法被相延	(祐)
10・7	皇常	↓くわうてい	(内1)	12・17	昆野下野	↓日比野下野	(祐)
"	月分	↓自分	(内1)	12・19	御細工さばせ	↓御細工者さばせ	(祐)
10・10	早刻	↓子刻	(内1)	12・24	昆野下野	↓日比野下野	(祐)
11・24	留主届	↓留主居	(内1)	12・24	千五人之役	↓千五百人之役	(祐)
11・25	小玄侍従	↓小玄侍従	(祐)	"	昆野下野	↓日比野下野	(祐)
11・27	采女所	↓宗安所	(祐)	12・26	突出雲	↓穴太出雲	(祐)
11・晦	八木大豆令替之事	↓米大豆金替之事	(祐)	文禄三年			
12・2	大閣様御知行	↓大閣様御奉行	(祐)	正・20	佐野勘右衛門	↓佐野十右衛門	(祐)
"	国友久佐	↓国友久作	(祐)	"	昆野下野	↓日比野下野	(内2)
"	地下人迷惑之儀	↓地下人迷惑之儀	(祐)				

正・22	巳之上刻	↓巳之上刻	(内2)	3・6	山田□組之内	↓山田參組之内	(尊1)
正・23	御奉行不及被成候間	↓御奉行不及被遣候間	(内2)	〃	難ニ而も御代官	↓誰ニ而も御代官	(尊1)
〃	神崎勤之儀	↓神崎郡之儀	(内2)	〃	大閣候・五日未刻	↓大閣様・五日未刻	(尊1)
〃	人夫百二百	↓人夫百二百	(内2)	3・8	松下石見被代置	↓松下石見被代置	(祐)
正・25	田備後	↓白備後	(尊1)	〃	一間宛有候様	↓老間宛有之候様	(祐)
〃	江州南部	↓江州南部	(尊1)	〃	長野右京殿	↓長野右近殿	(祐)
〃	武左衛門	↓武左京	(尊1)	〃	相咄之儀	↓相理申儀	(祐)
〃	諸大夫布衣注身	↓諸大夫布衣隨身	(尊1)	〃	右近こらゝ被置	↓右近こらゝ被置	(祐)
〃	羽柴権四郎	↓羽柴孫四郎	(尊1)	〃	下として返々事	↓下として返候事	(尊1)
正・29	はこ	↓はた(九カ所とも)	(尊1)	〃	相煩候衆無其儀	↓相煩候故無其儀	(尊1)
2・4	はこ	↓はた	(尊1)	3・11	左様之領能様	↓ケ様之段能様	(祐)
〃	百姓築江	↓百姓築口	(尊1)	〃	何荷所々国々	↓何篇所々国々	(祐)
2・4	益庵少言	↓益庵少進	(尊1)	〃	陰陽師速荒地江	↓陰陽師悉荒地へ	(祐)
2・12	河口久助知衛之儀	↓河口久助知行之儀	(尊1)	〃	徳永法印被下被仰付	↓徳永法印已下被仰付	(祐)
2・17	昆野下野	↓日比野下野	(祐)	〃	陰陽共清須江	↓陰陽師共清須へ	(祐)
2・20	御能者合被仰付	↓御能立合被仰付	(内2)	〃	迷惑にて陰陽共	↓迷惑之由陰陽師共	(祐)
2・22	御西降に	↓御西淨ニ	(祐)	〃	京堺大坂陰陽之分	↓京堺大坂陰陽師之分	(祐)
2・23	昆野下野	↓日比野下野	(内2)	〃	御割符之体	↓御割符之状	(祐)
3・2	関白様御宿所	↓関白様御座所	(内2)	〃	法式法	↓徳式法	(祐)
3・5	村木改之儀	↓材木改之儀	(尊1)	〃	来四日より	↓来十四日	(祐)

3・23	態大膳	↓熊大膳	(祐)	3・27	御しやり殿式人	↓御かけすゝり一人御	(祐)
"	卯月に入兵山	↓卯月ニ入候へ山	(祐)	"	しやり取	↓さうり取	(昇)
"	新座衆	↓新座衆	(祐)	"	今明宇治江	↓今朝宇治江	(祐)
"	かき薬候得者	↓かき薬給候へハ	(祐)	"	攝州江州尾州分	↓攝州江州尾州分	(祐)
"	今分に候者	↓今之分ニ候者	(祐)	"	米津めにして	↓米つめにして	(祐)
3・22	給候へは十二月	↓給候へは十二月	(祐)	4・1	可申付存候	↓可申付候旨候	(祐)
3・21	御買物之事	↓御買物之事	(祐)	"	末々町明可被成	↓末之町明所ニ成候	(祐)
"	被聞召度候被入御念	↓被聞召度由候間入御念	(祐)	4・2	常陸所江	↓常陸所へ御成	(祐)
"	早尾与吉	↓石尾与吉	(祐)	"	何之町に住有之	↓何之町ニ雖有之	(祐)
"	麻野彦五郎	↓麻野藤五郎	(祐)	4・3	弥町内にても	↓何之町内にても	(祐)
3・20	雨森下総	↓雨森才次	(祐)	"	片付候者之かた	↓片付候者の方へ	(祐)
3・18	申遣テ	↓申遣テ	(尊1)	"	町へとし候分	↓町へ越候分	(祐)
3・14	一、伏見御普請之内	↓一、伏見御普請加候	(祐)	3・26	島津跡深島津	↓島津跡則島津	(祐)
"	春日井郡	一、尾州堤普請之内	(祐)	3・24	未伐之所々	↓未伐之所々	(尊1)
3・13	拙身より進上候御洩	↓拙身より進上候段洩	(祐)	"	先申留候	↓先申留候	(尊1)
"	堀普請惣奉行	↓堀御普請惣奉行	(祐)	"	宮部太郎介	↓宮部大之介	(祐)
"	拙者へ之渡候者	↓拙者へ被渡候者	(祐)	"	こうのとの	↓こかうのとの	(祐)

4・4	若月伝右衛門江遣候	↓	若月伝右衛門江遣候	(祐)	4・20	明星敷之儀下之物置	↓	明星敷之儀下々拘置	(尊1)
"	御朱印洞上ル	↓	御朱印調上ル	(祐)	"	御座候つか何も可渡	↓	御座候間何茂可然	(祐)
4・5	主なし材木之由承候	↓	主なし材木之内之由承候	(祐)	"	方々儀さへ	↓	方々の儀さへ	(祐)
"	聚楽堀廻桜	↓	聚楽堀廻桜	(祐)	"	伏見江可有御座	↓	ふしみへ可有御座候	(祐)
4・6	羽柴前	↓	羽柴前	(祐)	4・24	百姓之出入由	↓	百姓之出入仕出よし	(祐)
4・7	御朱印之御請来	↓	御朱印之御請来	(祐)	4・25	耕作可仕之旨可被仰	↓	耕作可仕之旨被仰付候へと御談候其段可	(祐)
"	小川壽六	↓	小川善六	(祐)	"	付候此等之趣	↓	被仰付候此等之趣	(祐)
"	六百三拾石三斗五升	↓	六百十三石三斗五升	(祐)	"	其様者	↓	貴様者	(祐)
4・9	禁中四座之猿蓑	↓	禁中四座之猿蓑	(祐)	"	山中山城	↓	山中山城言上	(祐)
"	立包	↓	立巴	(祐)	"	事之外于落	↓	事之外于落	(祐)
4・11	右請取渡之奉行	↓	右舟請取渡之奉行	(祐)	4・26	御面淨	↓	御西淨	(祐)
"	北小路	↓	北小路	(祐)	"	一帷三けん	↓	一帷三たん	(尊2)
4・12	是又は	↓	是には	(祐)	4・28	すりはく	↓	すりはく	(尊2)
4・13	不口見参	↓	不覃見参	(尊1)	"	かうはい	↓	かうはい	(尊2)
4・14	とりもみくり	↓	とりもみくり	(尊1)	"	文禄四年			
4・17	上様江鍋十	↓	上様江鍋十	(祐)	4・朔	桜被為植候割	↓	桜被為植候刻	(祐)
4・18	御成如定之由	↓	御成必定ノ由	(祐)	"	大居枯竹之儀	↓	土居枯竹之儀	(祐)
4・19	二歳に方色々	↓	二歳ニ方あしく候哉	(祐)	"	被為置悉枯	↓	被為置虫かれ	(祐)
"	月出候て	↓	月出候まで	(祐)	"				

"	伏見御屋敷之儀土居	↓	伏見御屋敷之後之土居	(祐)	"	一位一錢	↓	一粒一錢	(祐)
"	岩井孫三郎	↓	岩井孫三郎	(祐)	"	為下用捨	↓	為御用捨	(祐)
4・2	見せに被遣凡かそへ	↓	見セニ被遣取かそへ	(祐)	"	誓紙筆本者	↓	誓帗御手本ハ	(祐)
"	一間中計之竹	↓	一間中計之竹	(祐)	"	一、文六に承分御代	↓	一、ふんろく三年分	(祐)
"	為御歩行衆	↓	為御奉行衆	(祐)	"	官衆御皆済	↓	御代官衆中へ被遣候	(祐)
"	建抖院	↓	建松院	(祐)	"	山名慶令	↓	御皆済	(祐)
4・3	左之竹植候事	↓	左候者竹植候事	(祐)	"	尤に候され共	↓	尤ニ候つれとも	(祐)
"	右之枯竹迎くさり	↓	右之かれ竹悉くさ	(祐)	4・6	公本所の状を	↓	公文所請状を	(祐)
"	召状	↓	書状	(祐)	"	粗被入御念	↓	精々被入御念	(祐)
"	桜見立之奉行	↓	桜木見立之奉行衆	(祐)	"	偽不居儀	↓	偽不届儀	(祐)
"	預御取成候	↓	預御取成候、恐々謹言	(祐)	"	定而不可有限	↓	定而不可有隠	(祐)
"	桜木植場割符	↓	桜木植丁場割符	(祐)	4・9	鷹見善兵衛	↓	鷹見善兵衛	(祐)
"	道□	↓	道碌	(祐)	4・10	大閣様御殿立	↓	大閣様御前へ	(祐)
4・4	直にありき候而	↓	直にあるき候て	(祐)	4・11	浅源	↓	浅彈	(祐)
"	御手掛かけ	↓	御手拭かけ	(祐)	4・12	不破老前に而	↓	不破老岐手前	(祐)
4・5	御手掛懸	↓	御手拭かけ	(祐)	4・14	牛刻	↓	午刻	(祐)
"	白井源十郎	↓	白井弥十郎	(祐)	4・15	ほかへきよし	↓	ほるへきよし	(祐)
"				(祐)	4・16	巳刻ハ御驗之由	↓	巳刻ハ古庵藥御驗之由	(祐)

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	年月日	宛名	内容	備考
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	河原七介	八木村与四郎の事につき	閏九・二条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	木下吉隆	尊書拝見、則熱海へ進上	閏九・七条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	矢江村庄屋、肝煎、惣百姓	其郷当物成の事につき	三・九条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	甲賀御奉行牧主馬、佐野十右衛門	伏見作事の材木の事につき	正・二条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	前田玄以	河口久助知行分の事など九ヶ条	正・二条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	徳永寿昌、田中吉政、吉田好寛、	其國中提普請の事など七ヶ条	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	徳永寿昌、外八名	尾州堤普請衆の事につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	石川彦作	拙者代官所矢橋村惣百姓出入につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	黒田孝高	名護屋迄御帰朝あるように	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	石川彦作	拙者代官所矢橋村の事につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	前田玄以	河口久助知行分の事につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	長野右近、渡瀬仁介	伏見風呂屋材木の事につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	渡瀬仁助、長野右近	淀に有之る材木の事につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	三輪八蔵、勝田六蔵	河口久助の事につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	増田長盛	林小伝次方より金子請取につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	三輪八蔵、勝田六蔵	於伊賀改置候御材木の事につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	渡瀬仁助、長野右近	御馬廻長野右近方と出入の事につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	増田長盛	尾州荒地に遣わさる陰陽師などの事につき	正・三条
三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	文禄二閏九・二	三輪八蔵、勝田六蔵		正・二条

表Ⅲ 駒井重勝発給文書

(1) 単独

各書状とも到来、御供。↓各書状共到来、御供。(尊1)

4・17 御璽氣□御息□あら↓御璽氣様御息様あら(尊1)

薄生左兵衛尉 ↓蒲生左兵衛尉 (祐)

4・22 被参殿。↓被参故。(尊1)

4・25 大閣様江、訴請申。↓大閣様江御訴詔申上、年中金子百枚御請申。(祐)

[illegible]

[illegible]